ニ　信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に最終指定親会社等による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項
ホ　原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に応じて投資家、第三者である信用補完提供者その他の当該最終指定親会社等以外の者に対する利益の支払を増加させる条項
三　信用リスク削減手法に係る契約は、関連のある法律に照らして適法かつ有効に成立しており、当該契約の諸条項に従って強制執行可能なものであることにつき、弁護士等の意見書を取得していること。
3　クリーンアップ・コールの行使が信用補完を提供する効果を有する場合には、最終指定親会社が契約外の信用補完等を提供したものとみなす。

第二節　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款　標準的手法の取扱い

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百二十七条　標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合

イ　オリジネーターのとき

信用リスク区分	6―1	6―2	6―3	6―4	6―5
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	自己資本控除	

ロ　イ以外のとき

信用リスク区分	6―1	6―2	6―3	6―4	6―5
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	三百五十	自己資本控除

二　短期格付の場合

信用リスク区分	7―1	7―2	7―3	7―4
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	自己資本控除

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。
一　適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合
二　最終指定親会社等が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
三　適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十八条各号のいずれにも該当しない場合
3　前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
一　適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして最終指定親会社等が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
二　当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
三　当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
4　第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
一　最終指定親会社が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。
二　同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて、個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。
5　第十九条の規定は、最終指定親会社が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
6　第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。
一　当該証券化エクスポージャーが最優先部分（証券化エクスポージャーであって、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているものをいう。以下同じ。）であること。
二　最終指定親会社が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。
7　第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。
一　当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められること。
二　最終指定親会社等が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。
8　第二項の規定にかかわらず、同項各号に該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

（標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額）

第二百二十八条　前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。
一　適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完　百パーセント
二　契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完　二十パーセント
三　契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完　五十パーセント
四　市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完　零パーセント
五　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　零パーセント
六　前各号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの　百パーセント
2　最終指定親会社等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。